

特定電子メール等送信適正化業務事業に関する政策評価

根拠法令	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第 14 条第 1 項	評価実施 時期	令和 2 年 12 月																																						
事務・事業 の目的	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 8 条の規定による総務大臣若しくは内閣総理大臣への申出を円滑に行うことができるようにするとともに、法の円滑な執行に資するため、総務大臣及び内閣総理大臣の登録を受けた者が特定電子メール等送信適正化業務を行うもの。																																								
事務・事業 の必要性等	<p>本業務は、法第 8 条の規定による総務大臣若しくは内閣総理大臣への申出に当たっては、申出書の様式などについて具体的に施行規則により定められているところ、申出をしようとする者が円滑に申出を行うことができるようにするとともに、法の円滑な執行に資するため、登録送信適正化機関において特定電子メール等に関する情報又は資料を収集し、提供する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務大臣に対する申出者への指導・助言 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">平成 27 年度</td> <td style="text-align: center;">平成 28 年度</td> <td style="text-align: center;">平成 29 年度</td> <td style="text-align: center;">平成 30 年度</td> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> ・ 申出に係る事実関係の調査 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">平成 27 年度</td> <td style="text-align: center;">平成 28 年度</td> <td style="text-align: center;">平成 29 年度</td> <td style="text-align: center;">平成 30 年度</td> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">件数</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> ・ 特定電子メール等に関する情報又は資料を収集し、及び提供 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">平成 27 年度</td> <td style="text-align: center;">平成 28 年度</td> <td style="text-align: center;">平成 29 年度</td> <td style="text-align: center;">平成 30 年度</td> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">件数</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </table> 					年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	件数	0	0	0	0	0	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	件数	0	1	0	0	0	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	件数	4	3	5	4	6
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																																				
件数	0	0	0	0	0																																				
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																																				
件数	0	1	0	0	0																																				
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																																				
件数	4	3	5	4	6																																				
評価の結果	<p>電子メールの利用についての良好な環境の整備を図るためには、広告・宣伝メール等の受信者（国民等）が、違法な広告・宣伝メールの送信者に対して適切な措置をとるよう、総務大臣に対し、申出いただくことが重要である。しかし、申出に当たって記載方法他が難解等の場合があり、法の円滑な執行を図るためには、申出者への指導・助言が必要である。また、申出があった場合、総務大臣は申出に係る事実関係を調査するため、送信者・電気通信事業者・受信者等の複数関係者から事情聴</p>																																								

	<p>取や資料収集・整理等を行うところ。調査手数が相当かかることや専門的知識が必要な場合があり、迷惑メール対策のためには最新の対策技術の動向等の資料等の収集・分析も不可欠である。このため、法に基づく登録基準を満たし、総務大臣の求めに応じて、十分な調査体制と専門的知識を有する機関において確実に実施される必要がある。</p> <p>本業務は、法に規定された登録送信適正化機関としての要件を満たしていれば実施可能であり、国による業務への関与は必要最小限である。また、民間の能力を活用することで国費を投じずに業務を実施できており、業務の実施状況等からも効率性を確保している。</p> <p>本業務は、法で明示された一定水準の専門性を備え、本業務を専任で行う管理者や部門を設けた登録送信適正化機関が担っており、業務の実施状況等から、適正に業務を行うために必要な専門性を確保しつつ、公正に、かつ、総務省令及び内閣府令で定める基準に適合する方法により業務が行われている。このことにより、情報提供による周知啓発や広告・宣伝メール等の受信者（国民等）が違法な広告・宣伝メールの送信者に対して適切な措置をとれるよう、特定電子メール等に関する情報又は資料を収集し、提供されていること等から、電子メールの利用についての良好な環境が確保されており、有効性が認められる。</p> <p>今後も、違法な特定電子メールの送信の状況や学識経験者の意見等も踏まえ、必要に応じて本業務の事業に係る改正を検討していくこととする。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>本業務は、平成17年5月20日改正、同年11月1日施行の「改正特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」で導入された。本業務の導入に関しては、学識経験者等で構成される研究会（「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」）で検討が行われ、そのとりまとめ結果も踏まえて、法改正が行われ、本業務の導入が行われたものである。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」（総務省主催） http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/meiwaku-mail/ ○一般財団法人日本データ通信協会 令和2年度事業計画 https://www.dekyo.or.jp/data/report_data/r02/r02jigyokeikaku.pdf

※ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）に基づく評価